

## 論文の内容の要旨

論文題目 心の哲学における解釈主義－命題的態度とは何か？－

氏名 金杉武司

本稿が考察の対象とする問題は、「命題的態度とは何か」あるいは「命題的態度を持っているとはどのようなことか」という問題である。そして本稿では、この問題について考えるにあたって、「解釈主義(interpretationism)」という立場に依拠する。現代の心の哲学は、命題的態度を含む心的状態と脳状態はいかなる同一性関係にあるのか、という広い意味での「心脳同一説(mind-brain identity theory)」内部の問題を軸に展開してきたと言うことができる。しかし、命題的態度に関しては、このような広義の心脳同一説と一線を画する立場が一つの選択肢として認められる。それが解釈主義である。本稿が解釈主義を主題とするのは、以下でも述べるように、解釈主義が命題的態度に関する最も有力な心の哲学であると考えられるからである。本稿の目標は、解釈主義とは何かを明らかにし、解釈主義の妥当性を検討することをとおして、命題的態度とは何か、命題的態度を持っているとはどのようなことなのかを明らかにすることにある。

第1部では、解釈主義の基本的枠組みを提示する。

<第1章> 解釈主義は、「解釈」という概念に基づいて命題的態度を理解しようとする立場であるが、解釈という実践には、行為の理由となる命題的態度（欲求や信念）を主体に帰属させることで行為を説明したり、予測したりする「行為の解釈」と、言語的行為において使用される文の意味を特定する「文の解釈」の二つがある。いずれにおいても、解釈者は、解釈対象が合理的であると想定しなければならない（この解釈原理は「チャリティーの原則」と呼ばれる）。そうでなければ、そもそも主体として理解することができないのである。したがって、解釈において主体に帰属させられる命題的態度や行為は互いに合理化関係を形成するものとして理解されなければならない。そして、この合理化関係

は、さまざまな命題的態度が全体としてその他の命題的態度や行為を合理化するという全體論的な関係として理解される。

<第2章> 解釈主義とは、ごく簡単に表現すれば、このような「解釈」が可能であるということを命題的態度の所有の構成条件として理解する立場である。第1章で見るようく、解釈においては「合理性」が本質的な役割を果たしている。したがって、広義の心脳同一説の中でも有力視される「機能主義(functionalism)」や「非法則的一元論(anomalous monism)」が、互いの間に法則的関係や因果関係が成立することを命題的態度や行為の本質として理解するのに対して、解釈主義は、互いの間に合理化関係が成立することを命題的態度や行為の本質と考える立場であると言える。つまり、解釈主義によれば、ある命題的態度を持つ主体として解釈可能な行為をその主体が為しているということに存するのである。この点で解釈主義は、現代の心の哲学の中心を担ってきた広義の心脳同一説と一線を画する、ある種の「行動主義(behaviorism)」であると言える。

第2部では、現代の心の哲学における解釈主義の位置づけを明らかにする。

<第3章> 以上のように、機能主義や非法則的一元論がそれぞれ「法則性」と「因果性」に命題的態度の本質を見出すのに対して、解釈主義は「合理性」にその本質を見出す。しかるに、命題的態度と行為の間には法則的関係は成立しないと考える十分な根拠がある（「心的なものの非法則性」の議論）。それゆえ、機能主義は妥当な立場とは言えない。同様に非法則的一元論の妥当性も、コネクショニズムが有力視される認知科学の現状に基づいて経験的に否定される。特に後者の論点は、個々の命題的態度を個々の脳状態と同一視することそのものの不可能性を示しており、広義の心脳同一説一般の妥当性をも否定する。それに対して、解釈主義は認知科学の現状と折り合いがよい。それゆえ、解釈主義は、命題的態度に関する最も有力な心の哲学であると言うことができるるのである。

<第4章> このように広義の心脳同一説と一線を画するがゆえに、解釈主義は認知科学の現状とも折り合いがよく、命題的態度に関する最も有力な心の哲学であると言える。しかし、まさにそれゆえに、脳状態との個別的な同一性を足場として命題的態度の実在性を主張することができない。このことは、命題的態度の実在性を脅かすことにならないのだろうか。「消去主義(eliminativism)」によれば、解釈主義の下では、命題的態度は実在性を否定され、消去される運命にある。しかし、解釈主義は本当に命題的態度の実在性を唱えることができないのだろうか。結論としては、この消去主義の批判に反して、解釈主義の下であっても命題的態度の実在性を擁護することができる。解釈主義は、「実践」という観点から実在性を理解する存在論に依拠することによって、命題的態度の実在性を擁護することができるるのである。

第3部では、解釈主義が抱える内在的問題を検討し、解釈主義の姿をより具体化する。

<第5章> 解釈主義は、命題的態度を所有している主体を「解釈可能な主体」として理解するが、そもそも「解釈可能な主体」とはどのような主体なのだろうか。解釈可能な主体の外延はこのように必ずしも明確ではない。この問い合わせに対して、解釈可能な主体であることと言語使用者であることの間には本質的関係があるのかというより具体的な問い合わせを

立てることができる。そして、この問い合わせに対しては、解釈可能な主体であるために言語使用者である必要はないとする「非言語主義的解釈主義(non-linguistic interpretationism)」と、言語使用者である必要性を唱える「言語主義的解釈主義(linguistic interpretationism)」の二つの立場が考えられる。結論としては、言語主義的解釈主義の妥当性が示される。それは、命題的態度の特徴である「意味論的内包性」と「誤りの可能性」のいずれもが「可能性の世界の想定」に基づくと理解され、この「可能性の世界の想定」にとって言語使用が本質的であると考えられるからである。

<第6章> W・V・O・クワインによれば、ある言語から別の言語への正しい翻訳は一つに確定しない。この「翻訳の不確定性(indeterminacy of translation)」から、ある主体に関する正しい解釈は一つに確定しないという「解釈の不確定性」が導出される。解釈の不確定性に対する議論や反論があるが、対象言語とメタ言語の各文の発話傾向が完全には一致していないときに解釈の不確定性は生じると言える。そして、それは、そのような場合に解釈対象の主体を最適に合理化する方法が一意的に確定しないことに由来する。つまり、解釈の不確定性は命題的態度の本質が合理性にあるということから帰結するのである。また、この「解釈の不確定性」により命題的態度の実在性が損なわれるのではないかという疑念が生じるかもしれないが、この疑念は、実在性は解釈独立的なものでなければならぬと前提することにより生じる。命題的態度の実在性はむしろ解釈相対的な実在性として理解されるべきである。

<第7章> 解釈主義において「不合理な行為」や「不合理な命題的態度」を説明することはできるのだろうか。第1章で明らかになるように、解釈においては被解釈者を合理的な主体として前提する必要がある。それゆえ、一見する限りでは、解釈において主体を不合理な主体として理解することは不可能なように思われる。特に、意志の弱さを示す「自制を欠いた行為」や「自己欺瞞的な信念」は、内的整合性を損なう不合理性であり、その限りで、解釈において許容する余地は一切ないように思われる。しかし、この疑念は、解釈において主体に要請される合理性が、内的整合性を第一に優先する「辞書的構造」を持つことを前提している。そして、この前提は合理性の構造を誤解している。合理性は、内的整合性や真理性などのさまざまな合理性の要素が大部分において満たされることによって、局所的な不合理性を許容する「支えあい構造」を持つと理解されるべきである。

<第8章> 解釈主義は、解釈という三人称的観点から命題的態度や行為を理解する立場であるがゆえに、「他我問題(problem of other minds)」を回避することができる。しかし、このような三人称的アプローチをとるがゆえに、解釈主義において命題的態度の知識に関する「一人称権威(first person authority)」は成立するのだろうかという疑念が生じる。しかし、この疑念は「解釈の知識」が、言語を適切に使用するというある種の「技能知(knowledge how)」であることを理解すれば解消される。自分の解釈の知識とは、いったん身につけてしまえば、改めて実際の解釈において確かめる必要のないものなのである。それゆえ、解釈主義においても一人称権威は成立すると言いうことができる。他方、他者に関する解釈の知識とは、他者の言語の使用能力に他ならない。それゆえ、自他の解釈の知識を持つ主体は、合理性を備えた他者と適切にコミュニケーションすることができる。つまり、解釈という実践は、合理性をそなえた他者とのコミュニケーションに参加するべく、自らその合理性の秩序の中に入していくことに他ならないのである。